

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月23日
【会社名】	三井物産株式会社
【英訳名】	MITSUI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 彰己
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長執行役員 松本 順一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	当社中部支社 (名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号) 当社関西支社 (大阪市北区中之島二丁目3番33号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、1934年米国証券取引法13a-15(f)にて定義される財務報告に係る適切な内部統制を整備し、運用する責任を有しております。当社の内部統制制度は、公表財務諸表の作成及び表示の適正性に関し経営者及び取締役会に合理的な保証を提供するよう整備されています。

財務報告に係る内部統制はいかに整備されている状態であっても固有の限界を有します。従い、財務報告に係る内部統制が有効であると判断された場合であっても、財務諸表の作成及び開示に係る合理的な保証を提供するに留まるものとなります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、2009年3月31日における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。評価を行うに際して、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制 - 統合的枠組み」において公表した内部統制評価基準を使用しました。

当社は、米国財務会計基準審議会の新会計問題審議会審議事項第00-1号「特定のパートナーシップ及びその他ベンチャーへの持分法投資に係る投資者の貸借対照表及び損益計算書の表示」に従い2009年3月31日の当社連結財務諸表において比例連結している以下の非会社組織の共同事業体について、2009年3月31日における財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象より除外しております。当社は、当該共同事業体の内部統制を決定あるいは変更する能力を有しておらず、実務上、当該共同事業体の内部統制を評価する能力を有していないため、当該共同事業体の内部統制の有効性を評価することはできませんでした。

共同事業体名	当社の持分割合
Block 9 J/V	35%
Block 10,11,12,13,10A/11A J/V	20-40%
Capricorn Coal Development J/V	30%
Dawson J/V	49%
Kestrel J/V	20%
Main Pass Block 61 J/V	50%
Mt.Newman J/V	7%
Robe River Iron Associates J/V	33%
WA-28-L J/V	40%

上記共同事業体が2009年3月31日の当社連結財務諸表に占める割合は、総資産の約4.8%及び収益の約7.1%となります。

## 3【評価結果に関する事項】

当社の評価の結果、当社の経営者は2009年3月31日における当社財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

監査法人トーマツは、当社の財務報告に係る内部統制について監査報告書を発行しました。当該監査報告書は本報告書と併せ提出する有価証券報告書の「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に掲載しております。

## 4【付記事項】

当内部統制報告書は「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」（平成19年内閣府第62号）第18条の規定により、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。

当社は、米国証券取引委員会（SEC）に米国預託証券を発行登録し、昭和46年2月には同証券を米国NASDAQに登録しております。従って、当社は2002年Sarbanes-Oxley法（米国企業改革法）404条の規定により、SECが発行した経営者による財務報告に係る内部統制評価についての最終規則、経営者による内部統制評価ガイダンス等に基づく内部統制報告書を含めた様式20-F（Form20-F）を、年次報告書としてSECに定期的に提出しております。

米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に基づく内部統制評価と、わが国の財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して作成した内部統制評価との主要な相違は次の通りです。

### (1) 持分法適用会社の取扱い

米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法においては、持分法適用となる関連会社自体

の財務報告に係る内部統制は評価対象に含めることが要求されておりません。

(2) 経理の状況以外の取扱い

米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法においては、経理の状況に掲げられている連結財務諸表以外の記載事項に係る内部統制を評価対象に含めることが要求されておりません。

(3) 比例連結により会計処理されている非会社組織の共同事業体の取扱い

米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法においては、比例連結により会計処理されている非会社組織の共同事業体のうち、内部統制を決定あるいは変更する能力を有せず、実務上、内部統制を評価する能力を有さない共同事業体の財務報告に係る内部統制を評価対象から除外することが認められております。

## 5 【特記事項】

該当事項は、ありません。